

令和4年3月1日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

<防災部>

- I 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画・原子力災害対策計画）の修正 1
- II 神奈川県国土強靱化地域計画の修正..... 4
- III 神奈川県地震防災戦略の中間検証 6
- IV 浜岡原子力発電所にかかる原子力災害広域避難計画..... 9
- V 災害時の支援等に関する協定の締結..... 10
- VI 令和3年度の主な防災訓練の実施状況..... 11
- VII 液化石油ガス法及びコンビナート地域に係る高圧ガス保安法の指定都市への権限移譲..... 13

<総務室>

- VIII 被災地への任期付職員の派遣 15

<くらし安全部>

- IX 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴う自転車損害賠償責任保険等の加入状況 16

参考資料1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画） 修正案

参考資料2 神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画） 修正案

参考資料3 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画） 修正案

参考資料4 神奈川県国土強靱化地域計画 修正案

参考資料5 神奈川県地震防災戦略の中間年における検証結果（案）

I 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画・原子力災害対策計画）の修正

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画・原子力災害対策計画）について、前回修正以降の法令改正や新型コロナウイルス感染症対策、近年の災害対応の教訓などに基づく新たな取組等を踏まえた修正を行う。

1 修正の経緯

地域防災計画修正素案に対し、関係機関、市町村の代表等で構成する神奈川県防災会議幹事会における審議及び県民意見反映手続を行い、地域防災計画修正案をまとめた。

2 県民意見の募集結果

(1) 募集期間

令和3年12月13日から令和4年1月12日まで

(2) 提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ

(3) 募集結果

64件

(4) 意見の概要

区 分	件 数
1 全般に関する意見について	25 件
<ul style="list-style-type: none">・ 避難所の開設について素案では「開設に努める」となっているが、義務付けしないと市町村は何もしないのではないか。・ 対策の目標となる地震想定を整理する必要があると思う。・ ハザードマップの重要性と信頼に足る情報であることを周知する事が必要と感じた。また、地震災害の法令へのフィードバックはなされるが、水害の法令へのフィードバックは中々なされてこなかったと言われていた。	
2 災害に強いまちづくりに関する意見について	2 件
<ul style="list-style-type: none">・ 地震や風水害の危険要因となる、放置された空き家の撤去または活用について検討してほしい。	
3 災害時応急活動事前対策の充実に関する意見について	21 件
<ul style="list-style-type: none">・ 「防災教育」について、子どもたちや教職員への防災教育は、県が主体的にやるべきである。・ 自助と共助の中心となる自主防災組織の強化について、県としても対策を位置づける必要があるのではないか。	
4 災害時の応急活動対策、復旧・復興対策に関する意見について	16 件
<ul style="list-style-type: none">・ 避難生活の長期化で起こる生活不活発病による「震災関連死」を防ぐための施策を検討してほしい。	

(5) 意見に対する対応

反 映 区 分	件 数
A 計画に反映させるもの	2件
B 意見の趣旨が既に現行計画に盛り込まれているもの	16件
C 今後の取組において参考にするもの	35件
D 計画に反映できないもの	5件
E その他	6件
合 計	64件

3 主な修正内容

(1) 法令改正等の反映

ア 被災者生活再建支援法が改正され、支援対象が中規模半壊世帯まで拡大されたことを反映

イ 災害対策基本法の改正等を踏まえた修正

- ・ 避難勧告と避難指示が、避難指示に一本化されるなど、避難情報の見直しを反映
- ・ 災害が発生するおそれのある段階から市町村域外に避難する広域避難の協議手続等が位置づけられたことを反映
- ・ 国の対策本部が設置された場合に、災害発生の前段階で災害救助法が適用できるようになったことを反映
- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化を反映

ウ 流域治水関連法に基づく、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取組を反映

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の経験や防災基本計画などを踏まえ、感染防止のための備蓄や避難所の確保、避難所の感染対策、感染者の避難誘導體制などの防災対策を追記
- ・ 感染症まん延期に原子力災害が発生した場合において、被ばくのリスクと感染拡大のリスクの双方の観点から、避難者の生命・健康を守ることを最優先に対応するための対策を追記

(3) 近年の災害対応の教訓などに基づく新たな取組の反映

- ・ AIやデジタル技術の活用など、防災におけるDXの推進を追記
- ・ 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進を追記
- ・ 富士山ハザードマップが改定されたことを踏まえ、火山災害警戒地域の指定に伴う警戒避難体制に係る事項などを追記
- ・ 広域避難のための関係機関と連携した実践的な訓練、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施等を追記

- ・ 高層建築物における災害時のエレベーター停止に備えた、救出救助体制の確保の必要性や保守事業者との連携及び訓練の充実を追記
- ・ 県民自らが実施する防災対策の一例として、エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくりについて周知することを追加
- ・ 職員への無人航空機（ドローン）操作研修を実施し、災害発生時における映像情報収集の強化に努めることを追記
- ・ 関係機関と連携して、帰宅困難者一時滞在施設の開設と周知を円滑に行う体制の確保に努めることを追記
- ・ 熱海市の土砂災害を踏まえた、盛土の安全対策を追記

4 スケジュール

令和4年3月 神奈川県防災会議で審議、決定

II 神奈川県国土強靱化地域計画の修正

平成 29 年 3 月に策定した神奈川県国土強靱化地域計画について、現行計画の 5 年間の計画期間が今年度で終了することから見直しを行うこととし、現行計画策定以降の国の国土強靱化基本計画の変更や新たな施策動向、現行計画の目標（重要業績指標）の達成状況等を踏まえた修正を行う。

1 修正の経緯

国土強靱化地域計画修正素案について、庁内照会及び県民意見反映手続を行い、国土強靱化地域計画修正案をまとめた。

2 県民意見の募集結果

(1) 募集期間

令和 3 年 12 月 27 日から令和 4 年 1 月 26 日まで

(2) 提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ

(3) 募集結果

19件

(4) 意見の概要

区 分	件 数
1 計画の目的等、計画全般に関する意見について	3 件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係をはっきり記載する必要がある。また事業については両方の計画で漏れないようにするべき。 ・ 各避難所の収容人数が分からない。特定地域の住民数に対してどの程度受け入れる事が出来るか分かれば、あえて避難所に行くことを選択しないかもしれない。 	
2 脆弱性評価に関する意見について	3 件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県は人口が多く、避難所の不足、感染症対策などのため、在宅避難者が増加することを想定した支援体制が必要と思われる。 ・ 「感染症」そのものを「大規模災害」として捉え、強靱化計画にも盛り込んではどうか。 ・ 起きてはならない最悪の事態の「6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、LP ガスサプライチェーンの機能停止」について、「都市ガス」を追記することを検討すべきと考える。 	
3 強靱化の推進方針に関する意見について	9 件
<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード対策だけでなく、住民の避難意識の向上（情報理解力の向上）に重点をおいた取組が重要と考える。 ・ 受援体制の充実や防災関連施設の強化を優先して取り組む必要がある。 ・ 現行計画でも KPI（重要業績指標）があるものとないものがあるので、どのような施策に KPI を付けるのか説明を付すべき。 ・ 土砂崩れのリスクの高い地域におけるリスク低減のための土地利用、土砂災害防止法に基づく適正な指定などをさらに進める必要がある。 ・ これまでの災害経験を的確に把握して活かすことこそ、具体的な改善対策の一つであると考え。 	

4 計画の推進に関する意見について	4件
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のハザードリスクの住民への公表を定期的に行うなど注意喚起を根気よく行なっていく必要がある。 ・地盤情報について、できるだけ具体的な情報を公表すべき。 	

(5) 意見に対する対応

反映区分	件数
A 計画に反映させるもの	2件
B 意見の趣旨が既に現行計画に盛り込まれているもの	1件
C 今後の取組において参考にするもの	14件
D 計画に反映できないもの	0件
E その他	2件
合計	19件

3 主な修正内容

(1) 国の国土強靱化基本計画の変更を踏まえた修正

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の見直しを反映

- ・「劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理」を追加
- ・「防災インフラの長期間にわたる機能不全」を追加

(2) 新たな施策動向を踏まえた修正

- ・地震防災戦略や水防災戦略に基づく重点的な取組、感染症等との複合災害を視野に入れた取組を、基本的な方針に追加
- ・起きてはならない最悪の事態を回避するための施策に「94 被災者支援の充実強化」を追加し、改正災害救助法に基づく災害救助の実施体制等について追記
- ・感染症対策に配慮した避難所運営等に関する取組を追加
- ・防災行政分野のDXに関する取組を追加
- ・現地災害対策本部機能の強化を追記
- ・津波災害警戒区域の指定、南海トラフ臨時情報発令時の対応

(3) 現行計画の目標（重要業績指標）の達成状況等を踏まえた修正

- ・住宅の耐震化率等の現状を踏まえた目標を修正
- ・電線の地中化に関する新たな目標を設定

4 スケジュール

令和4年3月 神奈川県防災会議へ修正案の報告、計画の修正

Ⅲ 神奈川県地震防災戦略の中間検証

平成 28 年度からスタートした神奈川県地震防災戦略について、計画期間の中間年における検証を行った。

1 神奈川県地震防災戦略の概要

- ・ 神奈川県地震被害想定調査により、本県で最大の被害をもたらすと想定された「大正型関東地震」での死者数約 3 万人を、9 年間で概ね半減させることを減災目標として設定
- ・ 減災目標の達成に必要な 30 の重点施策と達成に向けた目標を設定
- ・ 対象期間は、平成 28 年度から令和 6 年度までの 9 年間
- ・ 概ね中間年に重点施策の数値目標の進捗状況について、点検を実施することとなっている

2 中間検証の概要

(1) 重点施策の目標の達成状況

多くの目標については、順調に対策が進んでおり、目標の達成が見込まれるが、目標の達成に向けて課題があり、取組強化が必要な重点施策があった。

(2) 取組を強化する重点施策

ア 重点施策 18：津波避難に関する啓発

- ・ 令和元年以降、津波法に基づく津波災害警戒区域の指定が進んでおり、警戒区域の指定は、実効性のある避難対策などに有効なことから、指定の拡大に努める
- ・ 令和 2 年度から、従来のオレンジフラッグに替わり、赤と白の格子模様である津波フラッグの取組が開始されたことから、沿岸市町と連携し、普及啓発に取り組む

イ 重点施策 10：消防団、自主防災組織に対する啓発・教育・活動への支援（揺れ対策・津波対策）

- ・ 自主防災組織については、高齢化に伴う担い手の育成などが課題となっていることから、自主防災活動への関心を高めるため、先進的な取組を進める自主防災組織の活動の情報発信や、自主防災リーダー研修の動画の公表などの取組を進める
- ・ 消防団については、団員の確保に加え、団員における被雇用者の割合が増加していることに伴い、事業者の理解・協力を得ることが課題となるため、消防団活動協力事業所制度の普及促進の他、事業者への効果的なインセンティブの在り方も含めた団員の確保の方策等について、検討を進める

ウ 重点施策 30：消火活動体制の強化

- ・ 近年、火災件数の減少により、消防職員の消火技術の向上が課題となっていることから、火災現場を再現する新たな訓練施設の整備や、動画で消火技術を学ぶテキストの作成などに取り組む

(3) その他減災効果の向上に資する主な取組

ア 被災者支援対策の強化

- ・ 毎年のように大規模な災害や危機事象が頻発する中、新型コロナウイルス感染症との複合災害対応など、避難所運営を含む被災者支援対策を巡る環境や施策動向は著しく変化しているため、状況の変化に柔軟に対応し、対策強化に取り組む

イ 広域受援・応援体制の強化

- ・ 国によるプッシュ型支援や自治体職員の応援を調整する仕組みなどが定着しているなか、大規模災害時における全国各地からの応援を円滑に受け入れ、人命救助や被災者の救援などの迅速な応急対応につなげる体制強化が課題となるため、神奈川県災害時広域受援計画の見直しや、計画に基づく訓練の充実等に取り組む

ウ 防災におけるDXの推進

- ・ 近年、AIを含むデジタル技術の進展が著しく、防災・減災の観点からもデジタル技術の活用が必須の重要課題となっていることから、防災におけるDXの推進に、着実に取り組む

3 検証結果を踏まえた今後の対応

- ・ 重点施策に位置付けた対策に引き続き取り組む他、今回の検証結果で整理した対応の方向性を踏まえ、対策を強化し、最終年度における減災目標の達成に努める
- ・ 地震防災戦略の前提となる現在の地震被害想定は、東日本大震災の教訓を踏まえた、国による最新の震源・津波モデルや被害想定手法に基づき、平成 25、26 年度に実施したものであり、地震防災戦略の最終年にあたる令和 6 年には、被害想定から 10 年が経過する
- ・ 国における被害想定の見直しなどの動向を注視し、地震被害想定の変更なる見直しや、次期地震防災戦略の在り方について、検討を行う

4 スケジュール

令和 4 年 3 月 神奈川県防災会議に中間検証結果を報告

参考：重点施策（数値目標）の進捗状況

重点施策	重点施策	指標	戦略策定時 (年度)	検証時 (年度)	目標 (年度)
1	住宅の耐震化	住宅の耐震化率	89% (H25年度)	94% (R2年度)	95% (R2年度)
2	多数の者が利用する建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物の耐震化率	89% (H26年度)	93% (R2年度)	95% (R2年度)
3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	94% (H26年度)	96.9% (R2年度)	100% (R6年度)
4	屋内収容物等の耐震対策	家具固定率	50% (H26年度)	36.5% (R2年度)	65% (R6年度)
5	防災訓練の実施（揺れ対策）	シェイクアウト訓練の参加者数	120万人 (H26年度)	205万人 (R元年度)	200万人 (H30年度)
6	かけ崩れ等の対策	急傾斜地崩壊危険箇所の施設整備率	52% (H26年度)	56% (R2年度)	60% (R6年度)
18	津波避難に対する啓発	津波避難計画作成沿岸市町数	7市町 (H26年度)	15市町 (R2年度)	15市町 (R6年度)
19	津波からの一時避難施設や避難路等の整備	津波避難施設を整備拡充した沿岸市町数	－市町	14市町 (R2年度)	15市町 (R6年度)
20	防災訓練の実施（避難対策）	津波避難訓練の実施率	73% (H26年度)	33% (R元年度)	100% (各年度)
24	建物の防火・不燃化対策	感震プレーカー等の設置率	－%	6.6% (R2年度)	10% (R6年度)
25	防災訓練の実施（火災対策）	シェイクアウト訓練の参加者数（再掲）	120万人 (H26年度)	205万人 (R元年度)	200万人 (H30年度)
26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）	自主防災組織の活動カバー率	79% (H25年度)	77.4% (R2年度)	100% (R6年度)
26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）	自主防災組織の訓練回数	6,566回 (H25年度)	7,489 (R元年度)	7,400回 (R6年度)
26	消防団、自主防災組織に対する啓発・教育、活動への支援（火災対策）	消防団の装備の基準(消防庁告示H26.2.7改正)に基づく安全確保のための装備の整備率	75% (H26年度)	80.2% (R3年度)	100% (R6年度)

IV 浜岡原子力発電所にかかる原子力災害広域避難計画

原子力災害広域避難計画は、国の防災基本計画に基づき、原子力発電所（以下「原発」という。）周辺の自治体に策定が義務付けられている。静岡県御前崎市に立地する中部電力の浜岡原発において、万が一、原子力災害が発生した場合に備え、静岡県及び浜岡原発周辺の市町では広域避難計画の策定に取り組んでおり、本県は避難者の受け入れを含め、計画策定に協力している。

1 浜岡原発の原子力災害広域避難計画について

(1) 計画の概要

- ・ 静岡県では浜岡原発周辺の 11 市町、約 93 万人の住民の避難について、原発単独事故の場合と、南海トラフ巨大地震等による複合災害の場合の 2 つのケースで計画を策定しており、静岡県周辺の 12 都県で、避難者の受け入れに協力することとしている
- ・ 本県は静岡県から、浜岡原発の単独事故が発生した場合に、焼津市及び藤枝市の住民約 15 万人を受け入れることとなっている

(2) 避難者受け入れの条件

- ・ 受入期間は 1 か月、その後、全国に二次避難を国等が調整
- ・ 受入当初の 3 日間は受入自治体が避難者対応を実施、その後、避難元自治体に引き継ぎ

(3) 本県への避難方法

- ・ 避難者は静岡県内に設置された避難退域時検査場でスクリーニング検査後、避難中継所に移動
- ・ 避難中継所では借り上げバス等により乗り換え、神奈川県内の避難経路所に移動
- ・ 避難経路所では避難所への振り分けを行い、避難所に移動する

2 現在までの対応状況

静岡県、藤枝市及び焼津市と調整し、総合防災センター・消防学校や衛生研究所など、県有施設 7 箇所を避難経路所に選定した。

3 今後の対応

- ・ 藤枝市及び焼津市は、3 月中に広域避難計画を策定、公表予定
- ・ 県は避難所の選定にかかる市町村との調整など引き続き協力する

V 災害時の支援等に関する協定の締結

大規模な災害が発生した場合に、県や市町村等が災害対応を行う上で、民間団体や企業が持つ資源や技術、ノウハウの活用が欠かせないため、本県では、災害対策基本法に基づき、各種団体や企業等と災害時における防災協定を締結し、地域防災力の向上を図っている。

1 締結状況（令和3年11月1日現在）

延べ1,428団体と620の協定を締結

2 令和3年度に締結した主な防災協定の締結団体等

令和4年2月9日現在

協定名	団体等名	締結日	主な内容
災害時における輸送車両提供に関する協定	(一社)神奈川県レンタカー協会	R3.7.21	災害時等の本県への輸送車両の提供
火山噴火時の相互応援及び火山研究職員等の交流に関する協定	山梨県	R3.7.28	噴火時の被災県への火山研究職員の派遣、応急対策及び復旧対策のための観測、調査、活動評価などの支援
災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定	プロロジス(株)	R3.12.8	災害時に国等から本県に提供される緊急支援物資の受入れ、保管、被災市町村への搬出等を行うための拠点の提供
	E S R(株)	R3.12.21	
災害時における帰宅困難者支援に関する協定	(株)ホンザン	R3.12.23	災害時の帰宅困難者への水道水、トイレ、道路情報、休憩場所等を提供による徒歩帰宅の支援
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	(株)フレッシュハウス	R4.1.26	災害時に無人航空機（ドローン）を活用した被災状況等の情報収集、被災者の捜索、救助支援等
災害時等における避難施設の情報提供に関する協定	(株)バカン	R4.2.9	市町村が開設する避難所の情報や混雑状況を発信できるシステムを、県内市町村が無償利用できるよう、県が包括的に協定を締結

3 今後の対応

災害発生時に迅速な対応ができるよう、様々な主体との防災協定の締結を進め、訓練等を通じて連携の強化を図る。

VI 令和3年度の主な防災訓練の実施状況

前回の防災警察常任委員会（令和3年12月）以降に実施した主な防災訓練の実施状況は、次のとおりである。

1 九都県市合同防災訓練・図上訓練

災害時相互応援等に関する協定を締結している九都県市が、共通した災害想定に基づきそれぞれ災害対応を行うとともに、相互の連携や域外組織との連携を図ることを目的とした図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和4年1月19日

(2) 場所

県庁

(3) 訓練内容

都心南部を震源とするマグニチュード7.3の首都直下地震が発生した想定の下、発災から18時間以後の状況における応急対策活動や、九都県市相互の連携、応急対策職員派遣に係る関西広域連合との連携、災害救助法に基づく資源配分調整などをロールプレイング方式で実施。

(4) 参加機関等

ア 参加機関

24機関（九都県市、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、関東運輸局、関西広域連合、民間事業者）

イ 参加人数

148人

2 県・横須賀市合同原子力防災訓練

原子力災害時の関係機関の対応能力の向上を図るため、原子力事業所の屋外に核燃料物質が放出された事案を想定し、応急対策等の訓練を横須賀市と共に実施した。

(1) 実施日

令和4年2月3日

(2) 場所

（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（原子力事業所）、北里大学病院、横須賀市立市民病院

(3) 訓練内容

県や横須賀市の職員が防護服を着用し、原子力事業所周辺の放射線量の計測を実施する緊急時モニタリング訓練や、事業所内で汚染又は被ばくした可能性のある患者を医療機関に搬送、医療措置を実施する緊急被ばく医療訓練を実施。

(4) 参加機関等

ア 参加機関

6 機関（県、横須賀市、消防、北里大学病院、横須賀立市民病院、
(株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン）

イ 参加人数

72人

Ⅶ 液化石油ガス法及びコンビナート地域に係る高圧ガス保安法の指定都市への権限移譲

第5次地方分権一括法により、平成30年4月から高圧ガス保安法の許認可権限が、コンビナート地域を除き指定都市に移譲された。その後、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、液化石油ガス法）についても、高圧ガス保安法と同様に指定都市への移譲が行われることになった。また、当初県に残ったコンビナート地域での高圧ガス保安法の権限についても、指定都市の要望を踏まえ、改めてその取扱いについて協議を継続している。

1 液化石油ガス法の指定都市への権限移譲

(1) 概要

液化石油ガス法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者の保安の確保に関する部分を抜き出したものであり、効率化や統一的な指導等の観点から、令和5年4月に指定都市へ移譲することとなった。

(2) 移譲する内容

液化石油ガス法における知事の権限のうち、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設等の設置許可、立入検査等について移譲する。

2 コンビナート地域に係る高圧ガス保安法の指定都市への権限移譲

(1) 概要

令和2年11月16日に実施した横浜市及び川崎市との調整会議における合意事項を踏まえ、コンビナート地域に係る高圧ガス保安法の権限移譲について、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」の下に新たに「検討部会」を設置し、移譲に向けた協議を継続している。

(2) 高圧ガス保安法の移譲に関するこれまでの経緯

- ・ 両市が全地域の高圧ガス保安法の移譲を県に要望（平成29年）
- ・ 第5次地方分権一括法の施行により、コンビナート地域を除く高圧ガスの許認可権限が指定都市に移譲（平成30年）
- ・ 横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議の開催（令和2年11月）

(3) 検討部会の開催

ア 開催状況

令和2年12月から令和4年1月までに計5回

イ 合意内容

- ・ 防災本部を構成する関係機関との合同訓練の実施に当たり、両市は訓練のシナリオ作成について、最新の保安対策等の観点から、県に対して適宜必要な支援を行う

- ・ 災害が発生し、現地防災本部を設置した際は、防災本部事務局の業務に対して、両市は積極的に協力する

3 県の対応

現在、事務の円滑な移譲に向けて、横浜市及び川崎市から職員を受け入れており、引き続き、必要なノウハウの提供や情報共有等を進めていく。

Ⅷ 被災地への任期付職員の派遣

本県では、被災地の一刻も早い復旧・復興を支援するため、被災地のニーズ等を踏まえ、全国で最大規模の任期付職員を派遣している。

1 派遣状況

土木、建築、機械、保健福祉等の専門的な知識や経験を有する者を、神奈川県内の任期付職員として採用し、3県（岩手、宮城、福島）とその県内の市町村に、103名を派遣している。

【派遣先別・分野別任期付職員派遣者数】（R4.2.1現在）

派遣先 \ 分野	一般事務	埋蔵文化財	総合土木	建築	機械	保健福祉	合計
岩手県内	2人	—	6人	—	—	—	8人
宮城県内	11人	1人	25人	2人	—	—	39人
福島県内	7人	—	43人	4人	1人	1人	56人
合計	20人	1人	74人	6人	1人	1人	103人

2 令和4年度の派遣

被災3県とその県内の市町村のニーズを把握したところ、継続の要請があることから、令和4年度も任期付職員を派遣することとして、現在選考手続中。

3 派遣職員のフォローアップ

令和3年12月から令和4年1月にかけて、くらし安全防災局幹部等が派遣職員と意見交換を実施したほか、随時、電話やオンラインを用いた各種相談に応じるとともに、職務上に参考となる情報を共有するなど、きめ細やかな対応を行った。

Ⅸ 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴う自転車損害賠償責任保険等の加入状況

令和元年 10 月から、条例により自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されたことに伴い、県民の保険等の加入状況などを調査した結果は、次のとおりである。

1 調査方法

県民ニーズ調査による

- ※ 令和 3 年 10 月 29 日から 11 月 22 日まで
県内に居住する満 18 歳以上の 3,000 人を選定し 1,409 人が回答

2 調査結果

(1) 自転車損害賠償責任保険等の加入状況

自転車の利用状況で「利用している」と回答した 457 人に、自転車損害賠償責任保険等に加入しているかを尋ねた。

「加入している」	75.9%	347 人
「加入していない」	18.6%	85 人
「分からない」	5.3%	24 人
「無回答」	0.2%	1 人

- ※ 前回の調査（令和 2 年 11 月調査）との対比
「加入している」と回答した割合は 74.8%から 1.1 ポイントの増加となった。
(条例制定前の平成 30 年 10 月調査時は 51.8%)

(2) 自転車損害賠償責任保険等に加入することについて

すべての自転車利用者が自転車損害賠償責任保険等に加入することについてどう思うかを尋ねた（1,409 人が回答）。

「加入すべきである」	83.9%	1,182 人
「その必要はない」	4.5%	64 人
「分からない」	9.7%	137 人
「無回答」	1.8%	26 人

- ※ 前回の調査（令和 2 年 11 月調査）との対比
「加入すべきである」と回答した割合は 83.6%から 0.3 ポイントの増加となった。
(条例制定前の平成 30 年 10 月調査時は 78.8%)